

教職員の権利 ミニブック

～休暇について知ろう！県費負担講師編～
(2014年度版)



福岡県教職員組合

県費負担常勤講師の権利

(1) 年次休暇（有給）

年休の日数は、在籍する期間に応じて1日又は1時間単位、または「人事委員会が別に定める単位」でとることができる。換算は7時間45分で1日とする。

※年休をとるのに理由は問われない。

県費負担常勤職員年次休暇日数表

在籍期間	日数	在籍期間	日数
1月に達するまでの期間	2日	6月を超え、7月に達するまでの期間	12日
1月を超え、2月に達するまでの期間	3日	7月を超え、8月に達するまでの期間	13日
2月を超え、3月に達するまでの期間	5日	8月を超え、9月に達するまでの期間	15日
3月を超え、4月に達するまでの期間	7日	9月を超え、10月に達するまでの期間	17日
4月を超え、5月に達するまでの期間	8日	10月を超え、11月に達するまでの期間	18日
5月を超え、6月に達するまでの期間	10日	11月を超え、1年未満の期間	20日

※ 任用期間の末日から10日未満の間に再び任用（同じ内容）されたときは20日を限度に繰越してできる。

※ 年休の算定に当たっては、任用期間末日から10日未満の間に再度任用された場合は、最初に任用された日から引き続く期間を在職期間として通算する。

例) 最初の任用期間 2月1日～3月27日

次の任用期間 4月1日～7月20日の場合

3月28日～3月31日が4日で10日未満なので2月1日～7月20日で10日の年休

(2) 病気休暇（有給）

① 病気休暇

病気で療養が必要な場合、有給（100%）で休むことができます。



- ・ 6日（土日を含まない）以内の休暇の場合は、原則として医師の証明書その他の書面を必要としない。ただし、地教委が休暇の処理上必要がある場合は提出を求めることができる。
- ・ 6日を超えて病気休暇を取る場合は、医師の証明書が必要です。
- ・ 病気休暇のとれる日数は90日間。

ただし、精神疾患や結核等別に定められた病気の場合は180日。

また、90日を超えても、120日以内に出勤の見込みがある場合には、

120日まで延長できます。

②病欠休職（詳しくは支部にご相談下さい）

（3）特別休暇（有給）

①生理休暇

生理休暇は1回につき引き続き3日の範囲まで有給で取れる

3日間は有給だが、週休日・祝日があった場合は日数に含まれる

時間単位でもとれるが「1日」でカウントされる

生理休暇をとるのに医師の証明書等は必要ない

②選挙権その他公民権を行使する場合…必要と認められる期間

③証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所へ出頭する場合…必要と認められる期間

④ドナー休暇…必要と認められる期間

⑤ボランティア休暇…1年につき5日の範囲内

⑥職員の結婚休暇…連続する7日間（分割の場合5日間）

入籍しない等の事実婚や結婚式をしない場合でも取得可能へ（13年度より）

⑦職員の分娩（産前産後休暇）…産前8週間（多胎妊娠：14週間）産後8週間

⑧育児時間…1日2回、それぞれ45分以内の時間

⑨男性が育児を行うための出産補助…5日の範囲内（上の子を世話する場合は、出産予定日の8週間前から取得可能になりました（13年度より））

⑩育児休業（男女の教職員）

子どもが3歳に達する日までを限度として、1回限り期間の延長ができる。

育休明けは、元の職場に復帰できる。

子どもが3歳に達する日まで自由に期間が選択できる。

男女の教職員が交代でそれぞれ2回まで取得できる（1回の期間は3か月以上）

⑪子育て支援休暇

・子どもが中学校卒業まで



- ・小学校年 5 日（38時間45分）、中学校年3日（23時間20分）まで（1分単位で取得できる）
- ・男女の教職員が取得可
- ・子どもの病気の他、入学式、授業参観、家庭訪問等の学校行事などでも使用可
- ・子どもが2人以上 10日

⑫夏季休暇…6日

⑬短期の介護休暇…年5日（要介護者が2人以上の場合は年10日）

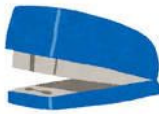
⑭配偶者、父母又は子の祭日（1日）

⑮地震、水害、火災等災害時の住居消滅又は損壊、危険回避及び交通機関事故のための通勤困難…必要と認められる期間

⑯「裁判員」となり法廷に出向く場合

⑰通信教育のスクーリング

⑱忌引日数

親 族	日 数	親 族	日 数
配偶者	10日	おじ 又は おば	1日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の継承を受ける場合、7日）
父母	7日	父母の配偶者 又は 配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては7日）
子	7日	子の配偶者 又は 配偶者の子	3日（職員と生計を一にしていた場合にあつては5日）
祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ祭具等の継承を受ける場合7日）	祖父母の配偶者 又は 配偶者の祖父母	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）
孫	1日	兄弟姉妹の配偶者 又は 配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあつては3日）
兄弟姉妹	3日	おじ 又は おばの 配偶者、又は 配偶者 のおじ又は おば	1日 

- ①生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。
- ②葬儀のための遠方に赴く必要のある場合には、実際に要する往復日数を加算する。

(4) 職務に専念する義務の免除

- ・人間ドックなどの健康診断
- ・妊娠中の職員が健康保持のために休息・捕食をする場合
(1回30分以内で、1日の合計が勤務時間の半分以上以内)

(5) 職免研修(地公法35条、教特法第21条、第22条)

- ・免許更新などの講習会
- ・夏期休業中などに行う研修 など
(教職員は授業に支障がない限り、勤務場所を離れて研修できます)

(6) 介護休暇(無給) 6月以内(一つの連続した介護につき)

1日または30分単位(30分単位の場合は1日4時間以内)

県費負担非常勤講師の権利

(1) 適用用範囲

小中学校教育職員病休代替・小中養護学校研修代理など

(2) 年次休暇

年休の日数は1日を単位とし、1任用期間ごとに算定

1年間の勤務日数が47日以下であっては年休はない。

※任用期間に勤務すべき日数(土・日・祝日は除いた日数)に応じて算定
年次休暇日数

勤務日数	年次休暇日数
217日以上	10日
169日～216日	7日
121日～168日	5日
73日～120日	3日
48日～72日	1日

※勤務日数の算定は、非常勤講師の1日の勤務時間の長短に関わらず暦日計算による。

(3) 特別休暇

- (有給) ①夏季休暇1日
②忌引(別表)
③選挙権その他の公民権を行使する場合
④証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所へ出頭する場合
⑤地震、水害、火災等災害時の住居滅失又は損壊、
危険回避及び交通機関事故のための通勤困難
- (無給) ①病欠休暇
②ドナー休暇
③職員の分娩(産前・産後休暇)
④育児時間(1日2回それぞれ30分以内)
⑤生理休暇
⑥子の看護休暇→子育て支援休暇へ(2014年度から)
※病欠休暇・職員の分娩については代替の配置はありません。

◆その他、妊娠・出産・子育て、その他にも様々な休暇・権利があります。
各項目についても詳しく知りたい場合には、お近くの支部か、福教組本部(092-631-4611)にお問い合わせ下さい。

◆時間外勤務の基礎知識

市町村立学校の教諭は、事務職員や栄養職員、同じ地方公務員の県庁職員や市町村職員と違い「時間外勤務手当(残業手当)」がありません。「教職調整額」という手当(俸給月額4%:新卒初任者なら7000円弱)がありますが、これは1966年時点での教職員の平均残業時間(小学校で週1時間20分、中学校で週2時間30分)に基づき、月の残業時間が給与の4%に相当するとして決定したものです。

しかし、この4%を支払っているからと言って、時間外勤務が無制限に容認されているわけではありません。給特法によって「教員については原則時間外勤務は命じないこと」とされており、時間外勤務が命じられるのは「修学旅行などの学校行事」「非常災害時」「緊急でやむを得ない職員会議」に限定されており、それらの場合には必ず「代休措置」や「勤務の割り振り」が行われなければなりません。

みんなが健康で安心して働ける環境をめざして

私たち教職員は地方公務員で、賃金や勤務時間・休暇などの労働条件は、毎年の県と組合（福教組や県庁職員の組合など）との交渉によって決まっています。そのため、各都道府県で賃金や労働条件は違ってきます。福岡県では毎年組合と県との交渉によって、少しずつ権利が拡大してきています（例えば、13年度は「子の看護休暇」が「子育て支援休暇」に変わり、看護だけでなく、子どもの学校行事などでも特別休暇（有給）が使えるようになりました。また、14年度の給与減額も福岡県と組合との交渉によりボーナスのカットがなくなりました）



福岡県の教職員である私たちがよりよい賃金や労働条件を得るためには、福岡県教組をはじめとする組合の力がなくてはなりません。

定年まで安心して働き続けられる賃金・労働条件を確保・実現するためにも、より多くの仲間をつくり、

みんなで一緒にがんばりましょう！

福岡県教職員組合

福岡市東区馬出4-12-22（〒812-0054）

TEL：092-631-4611 FAX：092-631-4610

Mail：info@ftu-net.jp

